

ごみ(資源ごみ)収集運搬業務の委託状況

【平成24年度】

委託業務の名称	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	H24年度契約金額 (税込)	契約を締結した日	随意契約によることとした理由	根拠法令
資源ごみ(ガラス瓶)の収集 および運搬業務委託	J社	委託台数 塵芥収集車 2台×****円/月・台×12カ月 パワーゲート車1台×****円/月・台×12カ月	単年度契約のため、 毎年度4月1日	資源ごみ収集運搬業務については、『下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法』に基づき、平成14年度に合理化事業計画を策定し、『し尿等収集運搬業者等の転廃業助成に関する協定書』により業務委託を締結している。 合理化事業計画の代替業務提供期間は、10年間であり、契約日から10年間は合理化事業計画に基づく、随意契約である。 しかしながら、資源ごみ収集運搬業務については、合理化事業計画の実施期間の10年を経過しても、援助額に達しない状況であり、長浜市議会から、合理化事業計画における残支援業務については、適切な執行を図るよう指摘されている。	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和50年5月23日法律第31号)
資源ごみ(新聞紙・使用済み乾電池・ライター・発泡スチロール・紙パック)の収集 および運搬業務委託	E社	委託台数 塵芥収集車 1台×****円/月・台×12カ月 パワーゲート車3台×****円/月・台×12カ月	単年度契約のため、 毎年度4月1日	11年目以降、代替業務の援助総額が達しない場合、民法第1条第2項による信義則の原則により、援助総額に達するまでは、業務委託を継続していく必要がある。	
資源ごみ(空き缶・ペットボトル)の収集および運搬業務委託	N社	委託台数 塵芥収集車 2台×****円/月・台×12カ月	単年度契約のため、 毎年度4月1日		
資源ごみ(古布・雑誌・チラシ・段ボール)の収集および運搬業務委託	O社	委託台数 塵芥収集車 3台×****円/月・台×12カ月	単年度契約のため、 毎年度4月1日		